

Q22 水防計画とは？

A22

目的

水防法第7条第1項の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものです。

〔水防法 第1条〕洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

市町、県の役割〔法第3条、3条の6〕

市町（水防管理団体）は、水防を十分に果たすべき責任を有しています。

「水防を十分に果たすべき責任を有する」とは、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等あらゆる準備行為、具体的な水防活動等水防全般に関し、これを行う責任を有することである、とされています。

県は、その市町が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有しています。

県の確保すべき責任とは、県の水防計画を作成し、水防信号を定め、立ち退きを指示し、市町の水防計画の作成に当たっての協議を受け、水防団員の定員の基準を定め、水位情報の通知及び周知を行い、水防警報を行い、その他法に定められた事務を行うこと、とされています。

水防の第一次責任は市町等にありますが、水防の効果を発揮させるには、県が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要があります。

一般県民の義務〔法第24条、29条〕

一般県民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防のためやむを得ない必要があり水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から避難のための立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとされています。

水位情報の通知及び周知

武庫川水系では、武庫川、有馬川の水位が避難判断水位（市町が発する避難勧告の目安となる水位）に達したときは、県がその旨を市町、関係機関、報道機関、交通機関等へ通知します。

武庫川水系における避難判断水位（平成19年度現在）

河川名	水位計	避難判断水位(m)	対象市町
武庫川	三田	5.20	三田市
	道場	4.60	神戸市
	生瀬	3.60	西宮市、伊丹市、宝塚市
	甲武橋	4.60	尼崎市、西宮市
有馬川	上山口	1.60	西宮市
	塩田	3.00	神戸市

平成20年度に見直す予定です

市町は、避難判断水位に達したとの通知があったときには、避難勧告等の判断を行うこととなっています。

なお普段から、国土交通省 HP の「川の防災情報」を通じて、河川の水位を公表しています。

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>